

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年6月3日（令和3年（行情）諮問第228号）

答申日：令和3年12月9日（令和3年度（行情）答申第407号）

事件名：特定掃海艇出港報告（個艇訓練）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定掃海艇出港報告（個艇訓練）（令和2年10月24日 特定掃海艇）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月13日付け防官文第275号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

なぜ中城湾内で訓練するのか、中城湾内で訓練する理由は何か。

ア 訓練を理由に、魚、貝類を取っていたのではないのか。

イ 太平洋戦争中のアジア地域から没収または略奪品等を中城湾にかくしてあるのを捜しているのか。

ウ ホワイトビーチでの米軍の行動を調べているのか。

エ 米軍と海上自衛隊が協同で訓練しているのか。

オ 訓練等の日時・場所等は、沖縄県内、町、村等には連絡はしているのか。

自衛隊が、国民に対して、正しく公務をおこなっているかと疑がっている。

以上の事から、不開示にする事は、戦前、戦中の日本軍になりつつあるのではないかと思い、ぜひ開示する事を請求する。

（2）意見書

ア 諮問第227号、228号を不開示にした事で、自衛隊が、公務を正しくおこなっているか確認できない。

私（審査請求人を指す。以下同じ。）が持っている写真等で、開示

される事によって自衛隊が公務を正しくおこなっているか、ある程度は確認できる。

イ 2021年6月3日に、沖縄県中城湾の泡瀬沖に潜水艦が、停泊していて、海上保安庁（中城）にTELをし、日本の潜水艦かまたは米軍の潜水艦かと聞いたら、停泊している事もわからなく、どこの潜水艦かもわからなかったのので、自衛隊にTELをし聞いたら自衛隊の潜水艦だと話した。その後、海上保安庁は潜水艦を警備していた。

また同月23日にも中城湾の泡瀬沖に、自衛隊の潜水艦が停泊していたか、今回も私が、海上保安庁にTELをするまで自衛隊から海上保安庁には連絡が、なかったという事です。

6月3日には自衛隊は中城湾に入る前に米軍には、連絡したと話していました。それからすると、自衛隊は、米軍の傘下に入っているのか。日本の国民を護る自衛隊なのか、理解しがたい。

以上のことから、情報の開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「2020年11月1日～6日、中城湾内で海上自衛隊の船が何の目的で訓練したのかの資料その海上自衛隊の船名番号、船の用途の資料を開示請求します。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、令和3年1月13日付け防官文第275号により、本件対象文書について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「自衛隊が、国民に対して、正しく公務をおこなっているかと疑っている。」として、不開示とした部分の開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の一部については、法5条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年7月9日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年10月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、法11条の規定を適用した上、相当の部分として、本件対象文書を特定し、その一部について法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていると解されること、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、令和2年10月24日付けで特定掃海艇艇長が発出した、同月27日ないし同年11月5日に実施した特定掃海艇の中城湾等における個艇としての任務遂行能力の維持・向上を図ることを目的とした個艇訓練の出港報告資料である。

イ 不開示部分は、当該訓練の具体的な訓練内容及びその実施予定時刻並びに行動予定時刻、訓練海域等に関する情報であり、これらを公にすることにより、当該訓練の内容や各種行動に必要な時間が推算され、ひいては自衛隊の能力が推察されること及び今後の自衛隊の部隊訓練の安全が確保できないおそれがあることから、法5条3号に該当するとして不開示とした。

(2) 検討

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、特定掃海艇の沖縄県中城湾等における個艇訓練の具体的かつ詳細な訓練内容、実施予定時刻及び訓練海域等が記載されていると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、自衛隊の運用に関する情報であり、これらを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3

の2及び上記(1)の諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙（本件対象文書）

特定掃海艇出港報告（個艇訓練）（令和2年10月24日 特定掃海艇）

別表（不開示とした部分及びその理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>「2 行動海域」，「3 行動予定」，「4 主要訓練作業予定」，図及び表のそれぞれ一部</p>	<p>自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>